

坂戸市立住吉中学校いじめ防止基本方針

坂戸市立住吉中学校

1 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

2 いじめ防止基本方針

○いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組む。

○日常的に児童生徒の行動の様子を把握したり、定期的なアンケート調査や児童生徒の欠席日数などで検証したりして、どのような改善を行うのか、どのような新たな取組を行うかを定期的に検討し、体系的・計画的にP D C Aサイクルに基づく取組を継続する。

3 組 織

生徒指導委員会（いじめ防止対策委員会）

（1）構成メンバー

校長 教頭 教務主任 学年主任 生徒指導主任 生徒指導部員
養護教諭

※さわやか相談員

※スクールカウンセラー

（2）会議

年度当初会議	本年度の方針の確認
定例会議	情報交換 対応策の確認
年度末会議	年度のまとめ 次年度への引き継ぎ 取組の見直し
臨時会議	いじめ発生時の迅速な対応

4 いじめの未然防止、早期発見、早期対応、重大事態に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ・安定した教育秩序の形成・維持
- ・特別活動、道徳教育、人権教育の充実
- ・授業の充実
- ・積極的な生徒指導の推進

(2) いじめの早期発見の取組

- ・定期的なアンケートの実施
- ・教育相談体制の充実

(3) いじめの早期対応の取組

- ・組織的で迅速な対応
- ・保護者、関係機関、教育委員会との連携

(4) 重大事態への対応

- ・組織的で迅速な対応
- ・教育委員会、関係機関等との連携

5 保護者との連携

- ・未然防止のための情報提供
- ・いじめ発生時の情報共有

6 関係機関、専門家との連携

- ・教育相談体制について坂戸市立教育センターとの連携
- ・スクールカウンセラー等心理の専門家との連携
- ・重大事態に対して教育委員会、警察、医療機関、弁護士等との連携

7 年間取組計画（取組の評価とPDCAサイクル）

- ・生徒指導委員会の定期的開催（いじめ防止対策委員会）
- ・生徒指導委員会（いじめ防止対策委員会）において、取組の見直しと次の取組の改善についての定期的な検討